

『次世代育成支援対策推進法』に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年 4月 1日 ~ 2030年 3月 31日までの 5年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を30%以上にする

女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- 2025年 4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など）・実施
- 2026年 6月～ 育児休業取得促進のため、年度毎の育休取得率を社内周知する

目標 2：従業員 1人当たりの月平均所定外労働時間を 15時間以内とする。

<対策>

- 2025年 4月～ 毎週水曜日をノー残業デーとし、社内に周知する
業務の効率化や柔軟な働き方を目的として、テレワークを導入
- 2025年 5月～ 部署毎における所定外労働の原因を分析する
管理職へ周知し、問題点を洗い出し、意識改革を促す